

## 田舎の小さな村が生き残るためにしなければならない具体的方策

田舎の小さな村が生き残るための具体的方策については、その村の特性によって変わってきます。そこで、私の住む大桑村を事例として、どのような具体的方策をすべきなのかについて記述します。

### 1 子供の教育に力を入れて、「子育てするなら大桑村」と言われる大桑村にします。

子供はみんな小さい時、大きな夢を持つものです。医者になりたい、弁護士になりたい、外交官になりたい、スポーツ選手になりたい、ピアニストになりたいなど。子供の夢は、大きければ大きいほど頼もしいものです。

もし、その子に優れた才能や能力があり、その夢が、叶うものなら、村が親代わりになって、その夢を叶えてあげたいと思います。

そのため、大桑村独自の奨学金制度（進学資金融資制度）を創設します。この奨学金制度は、子供の夢を叶えるための奨学金なので、学校に進学するためだけのものではなく、ピアニストになるために海外に留学するとか、スポーツ留学など、音楽、芸術、スポーツも対象とした制度にします。

大桑村から、有名な芸術家やスポーツ選手、大臣やノーベル賞をもらうような科学者が出てくれたら、どんなに素晴らしいことだろうと思います。

大桑村の子供たちのほとんどは、将来、外で働かなくてはなりません。それは、大桑村には、勤め先がないからです。そのためにも、奨学金制度と村営の塾を実施し、都市部と地方との、子供たちの教育格差と学歴格差をなくさなければなりません。

田舎から外に出て、都会の人と対等に戦うには、それなりの学歴をつけなければなりません。会社に入れば、学歴など何の役にも立ちませんが、学歴がなければ、いくら能力があっても、希望する会社に入れないという、同じ土俵で戦えないという、現実があるからです。

だから、村が「民の父母」となって、大桑村の子供たちを大学に出してやるのです。

そして、大桑村出身の子供たちが、外で立派に働く姿を見たいと思います。

(1) 小・中学校に村営の塾を設置し、都市部と地方の教育格差をなくします。

○ 塾は無料とし、原則として、全員が受講するものとする。ただし、スポーツ、芸術、音楽等で参加できない者等は、この限りではないものとします。

勉強や進学だけが、全てではありません。子供の様々な可能性や夢に対して、村が「民の父母」となって支援するものです。スポーツ、芸術、音楽等に進みたい子供た

ちにも、村が大桑村奨学基金で支援します。

→ 都市部と山間部との教育格差をなくすために、都市部と同じような教育機会を子供たちに提供するものです。

(2) 大桑村独自の奨学金制度（進学資金融資制度）を創設します。

- 一生懸命勉強すれば、お金の心配をすることなく、都市部の高校へも、私立大学へも、大学院へも、専門学校へも、進学できるようにします。親の経済的理由で、進学をあきらめる子供をなくすことができます。
- 子供は、村の宝です。村が親代わりになって子供を育て、将来、その子供に村孝行（親孝行）をしてもらうのです。そして、村にとって一番大事なことは、未来への投資として、次の世代の大桑村を担ってくれる人材を育てることです。

① 融資を受けられる資格

- ・ 大桑中学校卒業生であり、原則、保護者が現在も大桑村に居住していること。保護者は、融資の連帯保証人になるものとする。
- ・ 高校生については、学校長の推薦があること。
- ・ 大学生、予備校生、専門学校生については、高校3年時の成績が一定の成績を修めていること又は学校長の推薦があること。

② 融資額（例）

- ・ 地元高校へ通学する者  
授業料、その他、学校へ納付する全額から公的奨学金の額を差し引いた額を上限とする。
- ・ 都市部の高校へ進学する者  
授業料、その他、学校へ納付する全額＋生活費（120万円）から公的奨学金の額を差し引いた額を上限とする。
- ・ 大学生（大学院生）  
授業料、その他、大学に納付する全額（入学金も含む）＋生活費（120万円）から公的奨学金の額を差し引いた額を上限とする。
- ・ 予備校生（専門学校生・スポーツ留学生等）  
授業料、その他、学校等に納付する全額＋生活費（120万円）を上限とする。

③ 返還期間

返還期間は、融資を受けた者が就職した時から65歳となるまでの期間とし、返還

する者が返還する時期、返還する期間、返還額を決めて返還するものとする。

連帯保証人である保護者も、本人と同等の返還義務を負うものとする。

→ 今の国の奨学金制度の問題点は、卒業後、すぐに返還しなければならないことです。しかも、その返還期間が12年間と短いことです。

大学を卒業して就職したばかりの給料が安い中で、返還していくことは困難です。また、その返還期間である20代、30代は結婚、出産、子育てとお金がかかる時期です。そんな時に、奨学金を返還できるわけがありません。

そこで、奨学金を受けた者が、退職する65歳までの間の、返還できる時に返還することとし、保護者も、本人と同等の返還義務を負うことにしたものです。

親も子供が大学を卒業し就職すれば、生活に余裕ができます。親にも、子供の奨学金の返還に責任を持ってもらうということが必要です。

## 2 子育て世代の人が大桑村で持家しやすくするための各種制度を創設します。

### (1) 村が購入者の希望する住宅をオーダーメイドで建設し割賦販売します。

村がハウスメーカーになって、オーダーメイドで住宅を建設し、その住宅を、賃貸住宅の毎月の賃料程度の金額で、割賦販売するものです。

住宅が必要となるのは、大体が結婚した時とか、子供が生まれた時です。そのほとんどの人が借家ではなく、持家を希望します。

しかし、若い子育て世代の人には、持家が持てるほどの貯蓄も収入もありません。銀行の融資を受けようと思っても、給料が安ければ、住宅建設に必要な金額の融資も受けられません。

また、融資を受けられるとしても、借入金の返済を考えると、住宅建設するのを躊躇して、やむを得ず、賃貸住宅を選択することになるのです。大桑村では、役場とか、農協とか、IHIとか、それなりの会社に勤めている人か、親からの支援がある人以外は、若い子育て世代の人が、持家を持つことはできないのが実情です。

そこで、村が不動産屋、ハウスメーカーになって、30年、40年の住宅の割賦販売をしてあげるのです。30年、40年の割賦販売になれば、賃貸住宅の賃料と同じか、それ以下の支払いで持家ができます。なりよりも、お金の心配をすることなく持家ができます。そのような長期の住宅の割賦販売は、民間のハウスメーカーにはできませんが、村ならできます。

持家の人は、賃貸住宅の人とは違って、都合が悪くなくても、たとえ行政サービスが

悪くなったとしても、他の市町村に移転しないで、村にずーと住み続けてくれます。

○ 大桑村がある木曾郡下には不動産屋が1軒もありません。もちろんハウスメーカーもありません。だから、村が不動産屋の代わり、ハウスメーカーの代わりをしなければ、なかなか大桑村で家を取得することはできません。

(2) 大桑村で住宅を建てる人のための住宅建築資金融資制を創設する。  
住宅建築資金融資制度を指定金融機関と連携して導入する。

○ 大桑村で住宅を建設するとき、土地は、100坪で250万円と安いのですが、建物の建築費が35坪程度で2,500万円と都市部より3割から4割くらい割高です。田舎の過疎地では、住宅を建設する人がもともと少ないですから、建築業者も少なく、価格競争もありません。また、建築業者にとっては、少ない件数で1年間食いつないでいかなくてはならないので、割高になることも仕方ありません。

そのため、住宅を建設するには、2,500万円程度の融資を受けなければなりません。銀行から融資を受けるには、年収の6倍までという制限があるようで、役場とか農協とか、それなりの会社に勤めている人でなければ受けられないようです。

この融資制度は、村が債務保証をすることで、子育て世代の人が、銀行からの住宅建築資金の融資が受けられるようにするものです。

これは、村が「民の父母」となって、子育て世代の人が、お金の心配をしないで、住宅を建設できるようにするものです。

3 大桑村の労働人口を増やす取り組みを実施し、活力ある大桑村を目指します。

(1) 村営工場をつくり、雇用を創出する。

村で直接工場を経営することはできないので、村が100%出資の株式会社を設立し、大桑村の特産品、土産物などをつくる村営工場を建設し運営します。場合によっては、地元金融機関や企業や住民に出資を求めることも考えられます。

都市部であれば、民間活力の活用とか、民間企業を誘致して、雇用を創出することも可能ですが、田舎の小さな村では、そんなことは期待できません。

何よりも、村に、働く場所を作って、若い人が村に残れるようにし、若い人の村外流出を止めなければなりません。

だから、明治維新のとき、国が官営工場を作ったように、村が村営工場を作り、村民が誰でも働ける場所を作ることが必要です。なりより雇用創出が村の活性化になります。

田舎の小さな村は、他力本願では何も生まれません。村が自らやるしかないのです。

- ① 村営工場をつくり、大桑村の特産品づくり、大桑ブランドの土産物づくりなどに取り組む。
- ② 女性や高齢者の方が自分の都合に合わせて自由に働ける場所をつくります。  
女性が子育てしながら、安心して働くことができます。  
高齢者の方にも大桑村活性化の戦力になってもらいます。また、高齢者の方が生きがいを持って生活できます。
- ③ 村営工場で生産するものは、村の特産品や村営農場で生産されたものを活用した土産物で、そば、漬物、えごま油、えごまドレッシング等を想定します。
- ④ 村営工場では、生産だけではなく、自社製品以外の既存の土産物のほうば巻、五平餅、ニジマスの甘露煮、卵の花漬などの他、地場産品の販売にも力を入れます。
- ⑤ 村営工場の設立にあたっては、空き倉庫等の活用や設備投資についても中古品等を活用するなど、極力、初期投資の削減に努めます。

(2) 遊休農地を活用し、高齢者が楽しみながら働ける村営農場をつくります。

この農場は、高齢者の方が趣味と実益を兼ねて、自分の体力に合わせて、無理なく自由に働ける場所を村が提供するものです。

- ① 村主導で、農業生産を行うNPO法人をつくります。このNPO法人で働く人は、主に65歳以上の高齢者とします。
- ② 村が農園を整備し、NPO法人に貸し付けます。温室、作業用倉庫、農機具等は村が整備し、NPO法人に貸し付けます。
- ③ 地元農協の協力を得て、農産物の流通システムを確立します。

(3) 林業の推進及び振興を図ります。

大桑村は、昔から林業で生活してきた村です。昭和40年頃は、山林を40町歩、50町歩所有していると、皆から、お大臣と言われていたくらいです。

また、当時は、大桑村には製材所を持つ木材会社が30社以上ありました。もちろん、大桑村の特産品は、材木と木工製品でした。

しかし、今は、輸入材により木材の価格が下がり、木材会社も、5社程度に減少しています。そのため、山林所有者が、木材を流通に乗せることができません。だから、木曾檜を切り出たとしても、経費の方がかさみ、3割赤字になるのが現状です。

山林所有者のほとんどは高齢化し、山林の管理もままならない状況です。今では、山林は、資産価値のない土地になってしまいました。相続の時、相続人が山林の所有権移転登記をあえてしなかったり、村に寄付したいと申し出る人がいるのが現状です。

大桑村は、ずーと昔から林業で生活してきた村です。村の特産品も木材と木工製品でした。だから、大桑村は林業を推進し、地場産業である木工業を振興していく必要があります。

また、山林の持つ効用や機能としては、今は、林業の生産基盤としての機能ではなく、治山治水機能、自然環境機能が主になっています。村が、山林所有者に代わって、山林を大事に育てて、治山治水と自然環境の保全を図る必要があります。

① 山林所有者の山林の村への寄付を積極的に受け入れるとともに、山林を管理できない所有者から山林を購入し、村有林とあわせて、村が林業を行う。

山林を購入する場合の価格は、村の固定資産評価額とする。

② 既存の森林組合を活用し、森林組合に村有林の管理を委託し、雇用を創出する。

③ 地元の木材業者と連携し、木材の流通システムを構築し、収益が図られるようにする。流通に乗せることができなければ、いくら木材を生産してもダメなのです。

(4) 女性が子育てしながら、安心して働ける取り組みをします。

子育て世代は、本当にお金がかかります。家を建てなくてはいけない、子供の教育もある、共稼ぎでなければとてもやっていけない時代です。保育園の送り迎えや、子供が熱を出したときなど、共稼ぎの人には、誰かの助けがなければやっていけません。

しかし、大桑村も核家族化が進み、近くに、子育てを助けてくれる人がいないのが現状です。

村独自の子育てばーば・じーじ制度(仮称)を導入し、自分の両親がそばにいらなくても、共働きの人安心して子育てできる環境をつくります。そして、0歳児保育をはじめます。0歳児保育がなければ、女性が出産後、働き続けることはできません。

大桑村では、子育て環境を整備するだけでは、ダメです。共稼ぎできる環境も、あわせ

てつくる必要があります。都会だと、働く場所はいくらでもあります。今の大桑村には、女性が子育てしながら働ける場所はなかなかありません。

そこで、村営工場をつくり、女性が、子育てしながら、自分の都合に合わせて自由に働ける場所をつくりたい。村営の工場なら、子供が熱を出したときなど気兼ねなく休めるし、安心して働けるとおもいます。

村営工場を作るのは、高齢者だけでなく、女性が子育てしながら、安心して働く場所をつくるという目的もあります。過疎地の村では、高齢者と女性が、地域活性化のための重要な戦力です。

① 子育てばーば・じーじ制度（仮称）を導入します。

これは、「子育てママ」のばーば・じーじ版です。保育園バスの送り迎えや子守が必要なときに、預かってもらえる場所を地域に住む高齢者にしてもらおうものです。

三世代の家族が普通だった昔は、若い者が働きに出て、年寄りが子守をするというのが当たり前でした。しかし、今は、核家族化が進み、近くに、親も親戚もいないという人が多くなって、子育てを助けてくれる人が誰もいないという現実があります。

地域を大きな家族と考えて、地域の高齢者が、子育て支援をするという仕組みを作るものです。

② 0歳児保育、延長保育をはじめます。

0歳児保育がなければ、女性の方が出産後働き続けることはできません。

また、保育時間も8時半から5時まででは、女性が働き続けることはできません。

朝7時から午後7時まで預かる、延長保育が必要です。

③ 学童保育をはじめます。

女性が安心して働き続けるためには、小学1年生から3年生までの学童保育が必要です。須原、長野、野尻の3か所に設置する、村営の高齢者のグループホーム内で、学童保育をはじめます。高齢者の働く場所にもなります。

4 高齢者の方が安心して幸せに暮らせる大桑村をつくりたい。

高齢者の方が一人暮らしになっても、食事の用意が自分でできなくなっても、みんなと一緒に地域で暮らせる仕組みを作ります。

長男が後を継ぎ、3世代、4世代で暮らすことが当たり前だった、40年、50年前までは、こんなことは、大桑村でも当たり前にかけていたことです。でも、今は、大桑村でも都市部と同じように核家族化が進み、それが当たり前できなくなりました。

高齢者の方が、余生を幸せに暮らすために大事なことは、高齢者の方の二つの心配をなくしてあげることです。

それは、①お金の心配 ②いずれ、誰かの世話にならなくてはならない心配です。

この高齢者の方の二つの心配は、昔は、子供や兄弟や親戚が、みんな解決してくれたことです。今では、大桑村でも葬式の時、隣組や地域で手伝うこともなくなりました。

私は、この高齢者の方の二つの心配を解決してあげられるのは、最終的には、村しかないと思っています。

上杉鷹山が言うように、村が「民の父母」となり、「困ったときは、村に相談すれば大丈夫。村が解決してくれるから。」という安心を高齢者の方に提供しなければならないと思っています。

今まで、大桑村を支え、貢献してくれた方たちです。高齢者の方が老後を尊厳をもって、お金の心配や、一人暮らしの心配や、葬式の心配をすることなく、安心して、幸せに暮らせるようにしてあげなければなりません。

まず、はじめに、一人暮らしの高齢者の方から、今後どのように暮らしたいか、お聞きし、それを病院のカルテのようなものにして、村がその方を見守っていくことが大事です。

病気になったら、どの病院に入院したいか。食事の用意ができなくなったら、寝たきりになったらどうしたいか。子供の世話になるのか、特養に入るのか。葬式、納骨はどうするのか。

そして、その高齢者の方が、その希望どおりの暮らしができるように、村が、責任を持ってサポートしていくことが大事だと思います。

高齢化率の高い村では、これからは、老老介護だろうと思います。元気でない高齢者を年少の元気な高齢者が介護をする。そして、その高齢者が、将来、介護を必要となったときは、今度は、年少の元気な高齢者から介護してもらおう。そんな互助会的な制度をつくっていかねばなりません。

また、今は、高齢者の方にも、働いてもらわなければならない時代です。大桑村は、若い働き手が少ないからです。しかし、少し前までは、大桑村では、年寄りになっても動けるうちは働くということは、当たり前のことだったのです。

村も、国からの地方交付税というお金で、最低限度の行政サービスを提供することは保障されています。

しかし、より良い行政サービスを村民に提供するには、その分、村も稼がなくてはなりません。村を豊かにするためには、働く人を増やして、税金を増やすことです。だから、元気な高齢者の方には働き手になってもらって、大桑村活性化の戦力になってもらわなくてはなりません。

また、高齢者の方には、することがあり、生きがいを持って、生活してもらうことが、何より大事なことです。

(1) 高齢者のための村営のグループホームを須原、長野、野尻地区の3箇所に設置します。

単なる高齢者のグループホームではなく、次のような各種の機能を持った複合施設で、元気な高齢者の方が、生きがいを持って働くことができる場所でもあります。

① 高齢者のグループホーム機能

一人暮らしになった高齢者の方を、村がどのように見守りしていくか。その見守りも個々の高齢者の立場に立った、その人の気持ちを大事にしたものでなくてはなりません。

また、高齢者の楽しみや生きがいなどにも、配慮することも必要だと思います。

1人暮らしの高齢者の状況も様々で、食事の用意が自分でできる人もいれば、できない人もいます。近所に支援や見守りをしてくれる親族や親戚がいる人もいれば、いない人もいます。高齢者が、それぞれの体力や能力に応じて役割を果たし、高齢者が、助け合いながら共同生活をする、そういうグループホームをつくるものです。

元気な高齢者には、グループホームで住み込みの職員又は働き手として共同生活をしてもらうこともできます。

② 託老所機能 (地域の高齢者のふれあいの場所)

地域の高齢者のふれあいの場所として、高齢者の方が気軽に集まれる場所をつくるものです。この事業の運営は、元気で働くことができる入所者が行います。

③ 子育てばーば・じーじ機能

入所者の方が、グループホームで、一時預かり等の子育て支援をするものです。

④ 学童保育機能

入所者的高齢者の方が、グループホームで、小学生低学年の学童保育をします。

(2) 高齢者の方の将来のお金の不安を解消するため、村独自のリバースモーゲージ制度を実施します。

宅地、農地、山林等を譲渡担保に、村が、老後の生活資金等を融資するものです。

大桑村では、土地を持っていても、土地の買い手がいないので、土地をお金に換えることができません。

(3) 任意後見制度を積極的に活用し、村が、一人暮らしの高齢者の成年後見人になり、見守りをします。

村が子供のいない、一人暮らしの高齢者の方などの、将来、認知症や死亡した時の問題や心配を解消します。そのため、任意成年後見制度を活用し、その方が認知症になったり死亡した時など、村がその方の身上監護、財産管理、死後の事務（お葬式、納骨、各種届出等）について、責任を持って行います。

5 大桑村出身者が定年後、余生を故郷大桑村に戻って暮らせるようにします。

これには、次のような二つの目的があります。

① 大桑村のために働いてくれる人材が必要であること。

大桑村出身者の方に、第二の人生を、ふるさと大桑村のために働いてもらう。

地域振興を図るには、人材が必要です。都会で、いろいろなノウハウを身に着けた方に、大桑村に帰って来てもらって、そのノウハウを発揮して、大桑村のために働いてもらう必要があります。

② 子供がいない人など、都会では自分の終末を看取ってもらえない人や、経済的に都会では生活できなくなった人に、ふるさと大桑村に帰って来てもらう。

大桑村には働く場所がないため、高度成長期以降、村に残れるのは長男だけで、他の兄弟は、いわゆる口減らしで、村を離れて都会に出て働く以外にありませんでした。中には、親たちの生計を助けるために、都会に働きに出た者もいました。

都会で成功し、新たな地縁・血縁もできて、都会に根付くことができた人はいいいのですが、都会で根付くことができなかった人や、経済的に都会では生活できない人には、大桑村に帰って来てもらって、幸せな余生を送ってもらいたいと思います。

これは、村が「民の父母」となって、口減らしのために、都会に働きに出て行った、大桑村出身者の人についても責任を持つものです。

## 6 田舎の村独自の地域支え合い制度、互助会制度の創設 (再掲)

今の社会は、自分さえ良ければ良いという個人主義が蔓延し、全てのことをお金で解決する時代になってしまったようです。

全てのことをお金で解決しようとする社会では、地域のつながりも、人とのつながりも、親戚付き合いまでもが負担とでしか考えられないようです。

私の住む大桑村でも、親戚付き合いも、近所づきあいも、めっきりなくなってしまうました。親戚が集まる唯一の機会である法事もほとんどしなくなりました。

また、何か困ったことがあったら、親戚や近所の人に相談するということもなくなりました。親戚付き合いにしても、親戚に何か世話になれば、お金や品物で謝礼をするのが当たり前になってしまいました。

田舎の村でも「困ったときはお互いさま。」という言葉は死語になりつつあります。

自分さえ良ければ良いと考え、全てのことをお金で解決する都会では、「困ったときはお互いさま。」という、助け合いのシステムなど成り立ちようがありません。あるのは、ボランティアと寄付だけです。

だから、都会に住むお金のない人は、困って、誰かに助けてもらおうと思っても、誰も助けてくれる人がいなくて、何でも行政に頼るしかないのです。

しかし、田舎の小さな村では、都会のように所得格差もそんなにありませんし、地域のつながりも、人とのつながりも、まだまだ残っています。この地域のつながり、人とのつながりを活用した、田舎の小さな村だからこそできる、地域支え合い制度を構築する必要があると思います。

### (1) 血縁による縦の支え合いから、地域による横の支え合いへ

田舎の村では、長男が後を継ぎ、3世代、4世代で暮らすことが当たり前だった、40年、50年前までは、高齢者の独り暮らしの問題も、介護の問題も、保育や子育ての問題も全て家族や親戚という血縁で解決することができました。

高度成長期以降、田舎の村には、働く場所がないため、子供たちは仕事を求めて村を離れ、都会に出て行かなければなりません。しかし、親が高齢になっても、都会に住む子供たちは、自分たちの生活があるので、村に戻って来ることができないため、自ずと高齢者だけの世帯が多くなってしまいます。

高齢者世帯の高齢者は、誰も助けてくれる人がいないので、介護の問題も、買い物や食事などの日常生活の問題も、高齢者自身で解決しなければなりません。

親戚に頼ろうと思っても、親戚も自分と同じ高齢者世帯だったりするからどうにもな

りません。

だから、昔のように血縁、家族という縦の関係での支え合いではなく、地域の高齢者は地域の若者に支えてもらい、地域の若者の子育ては、地域の高齢者が支えるという、今は、地域という、地縁という横の関係の支え合いを、進めなければならないのではないかと思います。

例えば、一人暮らしの高齢者の見守りや、買い物や病院への車の送迎を、地域の若い人がしてあげて、高齢者は、子守などで若い人を支えるという、地域での支え合いに変えて行く必要があると思います。

この地縁という、地域のつながりを活用した横の関係による支え合いは、田舎の小さな村だからこそできることだと思います。

## (2) 村独自の労働券を活用した互助会制度の導入

昔、田舎の村には、「結」という助け合いの仕組みがありました。これは、農繁期など農作業を手伝ってもらったら、お金で返すのではなく、同じように、農作業をして労働で返すというものです。労働で助けてもらったら、労働で返すという、お金を介さない助け合いの仕組みです。

「結」では、お金や物品で返礼しないことになっていて、必ず、労働で返すことになっていました。親が高齢の場合は、その子供が代わりに労働で返すのが習わしでした。

お金を介さないのは、昔の田舎の村では、皆んなお金がなかったからだと思いますが、お金のある人となない人とで差をつけないための工夫だったのではないかと思います。

確かに、助け合いにお金を介在させたら、助け合いにはなりません。

この村独自の互助会制度は、村が労働券を発行し、昔やっていた、「結」という助け合いの仕組みを、現代版に直して構築しようとするものです。

これは、お金を介さずに、高齢者を地域の若い人が助け、若い人の子育てを地域の高齢者が助ける。また、地域の困っている人を助けておけば、将来、自分が困ったときは、必ず、地域の誰かに助けてもらえるという、助け合いのシステムです。

この労働券は、お金に換金することや買い物はできませんが、助け合いでたまった労働券を村に貯蓄しておくことができます。将来、自分が高齢者になり必要となった時は、村に貯蓄した労働券を下して使うこともできます。また、村内の介護施設等の利用料の自己負担分を、この労働券で支払うことができます。

村が労働券をいくら発行しても、労働券はお金に換金することはできないので、村の財政上の支出はありません。また、この労働券を村内で流通させることで、地域での助け合いが、自然と行われることとなります。

日本銀行が紙幣を発行し、その流通により、経済活動が生まれるように、村が労働券を発行し、流通させることにより、地域での助け合いが生まれるようにするものです。

貨幣の流通は、銀行が担っていますが、労働券の流通は、村内の各地域の自治会が担います。ただし、労働券の貯蓄については、管理事務の関係から村が行います。

労働を提供できない高齢者や子育て中の人には、村が労働券を必要な分だけ給付し、その労働券を使用して、地域で支えてもらうものです。

- ① 村が30分、500円券と1時間、1000円券の労働券を発行します。それを地域の自治会に配布します。自治会は、支援を必要とする高齢者や就学前児童がいる世帯等に、必要な数量の労働券を配布します。誰にどれだけ配布するかは、その地域の自治会が決めます。

経済活動が行われるためには、一定量の貨幣の流通が必要なように、村内で助け合い活動が行われるためには、一定量の労働券が流通していることが必要です。そのため、事前に村民全員に2万円程度の労働券を配布します。

- ② 誰でも、この労働券を購入することは可能で、労働券の購入は、村の役場でできます。また、購入した労働券は、自由に人に譲渡することができます。

遠くに住む子供など、親の世話ができない人が、この労働券を購入して親に渡し、この労働券を使って、地域の人に親の世話をしてもらうことなどを想定しています。

- ③ この労働券は、お金の換えたり、買物をしたりすることできません。ただし、村内の介護施設や学童保育室等の利用料の自己負担分として、支払うことはできます。

また、この労働券は、村に貯蓄しておくことができ、将来、この労働券を預貯金を引き出すように引き出して、使用することができます。

- ④ 地域では、事前に支え合う人を決めておきます。例えば、高齢者の買い物や病院への車での送り迎えは、誰がするとか、誰の子供の子守は、どの高齢者がするとか。そして、その労働の時間に応じて、労働券で支払うものです。

## 7 大桑村の観光振興について、具体的に様々な取り組みをします。

観光振興をするに当たって、大事なものが三つあります。一つは、泊まる場所。二つ目は、見どころ。三つ目は、お土産です。この三つが揃わないと観光振興はできません。これらの三つを充実させ、大桑村の観光振興を図ります。

### (1) 宿泊施設の充実を図ります。

大桑村には、中仙道の須原宿と野尻宿の二つの宿場がありました。私が子供の頃は、その二つの宿場町には、何件もの旅館や民宿がありました。

しかし、それらの旅館や民宿は全て廃業し、今は、阿寺荘という村で保養鶴センターとして作った宿泊施設があるだけです。泊まる場所がなければ、観光客は大桑村を通過するだけで、お金は落ちません。

木曾の観光客で賑わっているところは、妻籠、馬籠、福島、奈良井等で、いずれも宿泊施設が数多くあります。宿泊施設の確保が観光客を大桑村に呼び込む第一歩です。

#### ① 阿寺荘を観光客が満足できる施設に改修します。

今、阿寺荘は指定管理者制度で民間に委託していますが、これを村の直営又は村が出資して株式会社を設立し、阿寺荘を運営します。

#### ② 野尻宿、須原宿の、今は廃業している旅館や民宿を改修し、昔の宿場町を復活します。

村が、今は廃業している旅館・民宿を改修し、阿寺荘が運営します。これらの宿泊施設は、阿寺荘を補完する施設として、大桑村の宿泊施設の充足を図るものです。

#### ③ 名古屋や大阪に住む人に、週末等に大桑に来て、家庭菜園や田舎暮らしが楽しめるようにする事業を行います。

空き家や遊休農地を活用し、クライנגルデン（家庭菜園付の別荘）を整備し、都会に住む人に貸し付けます。

### (2) 大桑村を回遊して楽しめる見どころづくりをします。

現在、大桑村が、自慢できる見どころは、阿寺川の清流と常勝寺ぐらいです。

阿寺川の清流は、夏場の7月～9月までの3カ月だけが観光シーズンです。四季を通

じて、大桑村の観光を回遊して楽しめるようにしなければなりません。

- ① 遊休農地を活用し、ブドウ、リンゴ、クリ、柿等の観光農園を整備します。

観光農園の整備・運営は、村営農場の整備・運営とあわせて行います。

- ② のぞきど公園を活用し、牛の放牧場を整備します。

- ② 伊奈川の福寿草畑を福寿草公園として整備するほか、遊休農地を活用し、芝桜、

菜の花、そば等の花を楽しむ、お花畑を整備します。

- ④ 野尻宿、須原宿の昔の宿場町を、景観に配慮して復活します。